

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		保険料減免の決定
根拠例規及び条項		多治見市国民健康保険条例(昭和 34 年条例 13 号)第 25 条第 1 項
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 77 条 ・多治見市国民健康保険料等減免取扱要綱(平成 12 年告示第 48 号)第 2 条、第 3 条
	基 準	<p>多治見市国民健康保険料等減免取扱要綱第 2 条(保険料の減免対象)、第 3 条(保険料の減免割合)に定めるところによる。</p> <p>第 2 条 保険料の納付義務を負う世帯主又はその世帯に属する被保険者が、その世帯の生活が著しく困難となり、利用できる資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず支払能力に欠けると認められ、別表第 1 に定める適用範囲のいずれかに該当する場合は、保険料を減免することができる。</p> <p>第 3 条 前条に該当するものの保険料の減免割合は、別表第 1 に定めるとおりとする。</p> <p>2 条例第 25 条第 1 項第 2 号に該当する者(以下「旧被扶養者」という。)の減免割合は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 旧被扶養者に係る所得割額及び資産割額については、所得、資産の状況にかかわらず、免除する。</p> <p>(2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、次の割合により減免する。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 条例第 20 条第 1 項各号に該当しない世帯に属する旧被扶養者 5 割</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 条例第 20 条第 1 項第 3 号に該当する世帯に属する旧被扶養者 軽減前の額の 3 割</p> <p>(3) 旧被扶養者のみで構成されている世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、次の割合により、減免する。ただし、旧被扶養者のみで構成されている世帯が、特定世帯(条例第 15 条第 1 項第 4 号アに規定する特定世帯をいう。)である場合は減免を行わない。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 条例第 20 条第 1 項各号に該当しない世帯 5 割</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 条例第 20 条第 1 項第 3 号に該当する世帯 軽減前の額の 3 割</p>

	設定年月日	昭和 34 年 7 月 1 日	最終変更年月日	
標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 2～7 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 2～7 日		
	設定年月日	昭和 34 年 7 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				